

須賀川市告示第 9 9 号

須賀川市自転車等放置防止条例（平成 5 年須賀川市条例第 1 7 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定により、放置自転車等を撤去し、保管したので同条例第 1 1 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 6 日

須賀川市長 大寺正晃

- 1 放置場所 須賀川市栄町地内
- 2 撤去台数 自転車 1 台（別紙放置自転車保管台帳のとおり）
- 3 撤去年月日 令和 8 年 7 月 1 4 日
- 4 保管返還場所 放置自転車等保管場所
- 5 保管期間 令和 8 年 8 月 6 日から令和 9 年 2 月 6 日まで
- 6 返還日及び時間 毎月第三火曜日午前 9 時から正午まで
- 7 返還に必要なもの
 - (1) 運転免許証、個人番号カードその他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者等であることを証明できるもの
 - (3) 自転車返還に要する費用 1, 0 0 0 円
- 8 その他

この告示にかかる自転車で、上記保管期間経過後においても利用者等の引き取りがないものは、須賀川市自転車等放置防止条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、本市において処分する。